

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会（以下、「協会」という。）の定款第八条及び定款第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第十五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、理事会の承認を得た後、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対して、評議員会、理事会、その他役員等の職務執行にかかる会議等（以下「会議等」という。）への出席の対価として、報酬を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。
- 3 役員等から、報酬の支給を受けない旨の申出があった場合は、報酬を支給しないことができる。

(報酬等の総額)

第4条 理事の報酬等の総額は、各会計年度につき1,000万円以内とする。

- 2 監事の報酬の総額は、各会計年度につき30万円以内とする。
- 3 評議員の報酬の総額は、定款第八条で定める金額の範囲内とする。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤理事の報酬等は、別表1に定める額とする。

- 2 非常勤の理事及び監事の報酬は、別表2に定める額とする。
- 3 評議員の報酬は、別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 常勤理事に対する報酬は、当月初日から当月末日までの分について翌月10日（その日が銀行の休業日の場合はその前日）に支払うものとする。
- 2 常勤理事以外の非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、原則として職務執行の当日に支払うものとする。
 - 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員として費用が支給される場合は、当該費用は支給しない。
- 2 役員等に旅費を支給する場合は、「社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会旅費規程」に準じて支給する。

(公表)

- 第8条 協会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

[附 則]

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

[附 則]

この規程は平成29年 6月23日から施行する。

[附 則]

この規程は平成30年 4月 1日から施行する。

別表1

常勤理事の報酬の額（第5条第1項関係）

	会議等への出席の都度 (日額)
会長	15,000円
常務理事	13,000円
理事	11,000円

ただし、上記の総額が各常勤理事の月額総額330,000円を超えない範囲とする。

別表2

非常勤役員報酬の額（第5条第2項関係）

	日 額
理事会・評議員会・法人監査等への出席	11,000円
上記の他、法人の各種会議への出席	2,500円

別表3

評議員の報酬の額（第5条第3項関係）

	日 額
評議員会への出席	11,000円
上記の他、法人業務の各種会議への出席	2,500円